

会 議 録

会議の名称	小金井市男女平等推進審議会
事務局	企画財政部広報広聴課男女共同参画室
開催日時	平成18年5月26日(金) 19時～21時30分
開催場所	市役所西庁舎 第5会議室
出席者	委員：伊藤真砂美 大久保結 本川交 荒川興子 小尾淳子 河合賀代 田村毅 森屋佳子 諸橋泰樹 事務局：成瀬 吉川
傍聴の可否	可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	別紙のとおり
会議結果	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり
提出資料	<ul style="list-style-type: none">・ 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言に対する所管課の今後の取組み及び課題等について(報告)・ 「ジェンダー・フリーについて」の通知について・ 審議会等女性の登用状況調査結果(平成18年4月1日)結果
その他	

第3回小金井市男女平等推進審議会（平成18年度第1回）

平成18年5月26日（金）

【大久保副会長】 会長がおくれているようなので、副会長のほうで先に始めさせていただきます。

きょういらっしゃる予定になっていて来ていないのは会長と田村委員と、本川委員もいらっしゃる予定ですか。

【成瀬室長】 30分おくれるという連絡を受けています。

【大久保副会長】 では、定数には達しているようなので開始したいと思います。

【成瀬室長】 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。本来ですと課長も出席する予定なんですけど、本日午後から別の会議が入ってしまっていて、そのまま延長になっております。多分こちらには来れないと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。資料の1番目に、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言をいただいた内容のものを所管課のほうに調査をいたしました。その報告書をつけてあります。行政連絡会議の議長の企画財政部長の文書になっております。会長あてに文書が出ておりますが、その他の委員様には写しとして見ていただきたいと思います。次に、「ジェンダー・フリー」についての国の通知、それと、ここでまとめられました審議会等女性の登用状況調査（平成18年4月1日現在）の結果をつけております。

そのほかに今回の会議の資料としてではなくて、参考ということで、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議ということで、6月26日に東京厚生年金会館で行われます内閣府の会議の通知を添付してあります。こちらは6月2日必着ということで申し込み制になっておりますので、希望される方は往復はがきでお願いしたいと思います。

それと、東京都にお願いしまして、男女共同参画基本計画（第2次）の概要版の資料を取り寄せましたので、内閣府の計画の内容として見ていただきたいと思います。

それと、新聞の写しですが、最近のものをまとめてあります。これは前回の会議以降の内容になります。

それからピンクの紙は、6月25日日曜日、2時から4時まで行われます、男女共同参画週間のつどいということで、今回、元NHKのキャスターであります村松真貴子さんに、

食ということで、「おいしく食べてイキイキ元気！」という題で講演をお願いしております。男女共同参画週間のつどいは、今までいっぱいになった経過がありませんので、今回はこれを期に定員を満たすように努力したいと思います。これから市内の各団体、または市民あてに広報活動を行いますのでご協力をお願いいたします。きょう印刷ができたばかりですので、これから配布予定、庁内印刷にかけますので、配布等にご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上が資料です。

【大久保副会長】 では、傍聴の方がいらっしゃいますので、意見用紙についての説明をしてください。

【成瀬室長】 傍聴者の方につきましては、意見を記載する用紙があります。そちらに記入していただいて、時間中に出していただければ、こちらで会長に提出して、会長のほうで委員に内容をお伝えします。ただ、内容については審議は行えませんので、ご了解ください。また、発言もできませんので、よろしくをお願いいたします。

【大久保副会長】 では、次第の内容の（１）、第１回小金井男女平等推進審議会（平成１７年度第３回）及び第２回小金井男女平等推進審議会（平成１７年度第４回）会議録の確認について。皆さん、ご自宅のほうに第３回と第４回の分の会議録が送られたことと思いますが、内容についてさらに修正点はございますでしょうか。特に修正点がなければ承認をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

【成瀬室長】 事務局のほうの発言の記録の一部訂正が発生しましたので、第４回の会議録については、修正をした上で再度送らせていただきます。その点、ご了解ください。内容的には事務局の発言部分だけですので、影響ありません。

【大久保副会長】 では、その部分だけ訂正したものが再度送られてくるということで、承認いただきましたということで、ありがとうございました。

それでは議題１、第３次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況調査報告書（平成１６年度）について。調査報告書自体は前回までに配られたものですよね。

【成瀬室長】 前回、行政評価の調査内容と今回の調査内容の比較をしたものを送らせていただいております。それについても見ていただくということで進めさせていただきました。今回、１６年度の推進状況調査の結果について、また継続してご審議いただくことになりました。前回、何か疑問点がありましたら事務局に問い合わせてくださいという話になっておりましたが、現在まだ質問事項は出ておりませんので、今後またありましたら

出していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【諸橋会長】 出先から来たもので、時間の配分を間違えまして、遅くなってすみませんでした。

議題1ということで、これはこの前、一度持ち帰ったわけですね。いかがでしょうか。今お手元にある資料が5月26日付けの……。

【大久保副会長】 庁内会議の集約だそうです。

【成瀬室長】 進行の関係でちょっと提案よろしいでしょうか。どうしても行動計画の推進状況については時間がかかるとお思いますので、その辺をどうしましょうか。最新の今回提供させていただいた資料を先にされるか……。

【諸橋会長】 そうですね。まず資料の、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する提言に対する所管課の今後の取組み及び課題等ということで、提言というのはこちらの会議で去年の夏に出したものですよね。

【成瀬室長】 10月21日付けでいただいたものです。

【諸橋会長】 これはご説明いただいたほうがよろしいですか。

【成瀬室長】 お読みいただく程度で。即、実施できる状況にないものがありますので、その対応を検討しますという趣旨のものがあります。

【諸橋会長】 では順繰り見ていきましょう。調査票ということで、提言の内容の1番が、条例が知られていないのもっとPRをしてくださいということですが、広報広聴課のほうではいろいろ工夫していますということが出ていますね。環境政策課のほうでも、女性委員を選出するように努力している。障害福祉課は委員の任命を心がける、介護福祉課はそういうサービスをしているということですね。公民館のほうは講座を中心ということですが、この1番は全部の部署に投げかけたんですよね。それでお返事いただいたのがこの5部署ということでありましょうか。この審議会として条例のPR、あるいは浸透ということで、何かほかにアイデア、ご意見ありますか。

【大久保副会長】 これ、教育委員会とか学校関係からは一切返事が来てなさそうですね。公民館がせいぜいで。

【成瀬室長】 事務局としましては、一応働きかけはしました。

【諸橋会長】 これは市民意識調査とか何かをしないと、どのぐらい知られているかというのがわからないので、何らかの形で条例がどれほど人々に知られているかという基本的なデータが必要な気がしますね。それから前もお話ししましたが、ちょっと別のとこ

ろで関わっている和光市の審議会は、子ども向けのパンフレットをつくって、イラスト入りで、ルビつきで、学校を使って配っているようですけれども、条例そのもののパンフレットをたくさんつくってあちこち配布したり、子ども向けのものをつくったり、イラスト入れたりとか、予算の問題もありますけれども、そういう工夫ができるような気がするんですが、何かアイデアございましょうか。

2番は、条例に伴ってできた苦情処理です。環境政策課では、男女平等に関することで苦情は来ていないということです。こちらもPRをとということを提言しましたがけれども、返事が2カ所から来ております。

3番が、市民向け・職員向けの男女平等意識調査をしてくださいということですが、市民向けの実態調査は平成11年度に行われて、第3次行動計画、平成24年度までですけれども、あるいは平成19年度までの実施の中で実施したいということで書かれております。ということは、来年は市民意識調査は何とかできそうだということかと思いますが、これは何とか実現していただければと思います。もし前倒しできるなら本年度中にでもやっていただければと思います。それから職員に関しては、今年度の早い時期に実施したいということです。

4番目が、第3次行動計画推進状況調査報告を速やかにしてくださいと。これは前からお願いしているように、事業の評価時期を早めにしていただきたいということで、広報広聴課からは、平成18年度においては全事業の約75%に拡大して実施を予定していると。処理するには7カ月ほどかかるということで、なかなか行政評価が時期的にしづらい、調査・集計日程は短めにするよう努力したいということが書かれています。

5番目が、第3次行動計画推進状況調査報告に男女平等の視点を入れてくださいということで、行動計画の進捗状況の報告は男女平等の視点が入っているかどうかよくわからないところもあるということで、広報広聴課からは、行動計画の体系に沿った報告に努めますというご返事をいただいています。

6番目が、この男女平等推進審議会で審議された要点を庁内にうまく伝えていただきたいということなんですけれども、企画課のほうからは国の取り組み、それから市においても喫緊の課題と認識している、ホームページへ掲載するなど今後も積極的な情報の発信に努めるということです。広報広聴課のほうは、庁内情報システムを利用し周知していくということです。

7番目、職員の意識改革ということを提言しましたが、次世代育成のための職員向けパ

ンフレット等をつくるということです。ただし、庁内に保育所を設ける考えは今のところないということですね。まず市民のことが優先ではないかということで、そういうお返事をいただいています。

8番目、すべての事業に必要な応じて保育をとということです、経済課からは、提言の必要性は認識しているが、保育室の確保や安全性、既存の施設や制度の活用も含めて研究する必要があるということです。それから介護福祉課のほうは、説明会等の開催時、要望があれば保育室を設けている。児童青少年課も対応している。公民館も必要な応じて措置をとっているというご返事のようなのです。

それから9番目が、拠点施設ということで、センターがまだないですけれども、企画課のほうでは、女性の生活と地位向上を図るための活動拠点として男女平等推進センターの設置を検討することとしていますということで、今後研究していくということのようです。おおむねこの9点、提言を行ったものに対して回答が寄せられております。いかがでしょうか。

別紙のほうが評価の流れですね。第3次行動計画の推進状況は今年の7月から把握が始まり、8月から調査が始まり、10月には編集を終えて、11月には出したということです。行政評価事業って、全般的なあれでしたか、行動計画に関してでしたか。

【成瀬室長】 市の全体です。

【諸橋会長】 1次評価と2次評価って、何が違うんですか。

【成瀬室長】 1次評価は職員が課のまとめとして提出するものです。2次評価が、その出たものを課長のグループによって聞き取り調査を行います。

【諸橋会長】 それで公表していくということですね。この行政評価事業と第3次行動計画推進状況調査とはどう重なり、どうダブらないんでしょうか。

【成瀬室長】 基本的には同じ調査の内容になるわけですが、事務局としましては、重複調査を避けたいということで、行政評価をできるだけ有効に使いたいという趣旨で行政管理課のほうと話をしております。行政評価の関係についてはほぼその形に固まりつつあるんですが、報告にも書きましたとおり、昨年が50%、今年が75%ということで、いまだ100%に至っておりません。昨年100事業が行動計画に該当したということで、残り130ほどがまだ行政評価に加味されていない状況です。今回75%の中どの程度入るかがまだ結論が出ておりませんので、その動きを見ながら今年も並行処理をせざるを得ないというところです。その状況がいつ100%になるかという結論ができない中で、同

じ措置を、これは2年目に入りますので、果たしてそれがいいかどうかという評価もせざるを得なくなるかなど。本来ですと、審議会のほうで進捗状況に対する評価という、検討としてとりあえず市の行政評価の動向を見るという状況になっておりますので、その動向をいつまで見るかという判断をする必要があるかどうかというところも含めてご検討していただきたいと思います。今のところ予算の關係の行政評価がメインですので、予算を伴わない事業も含めるように行政評価のほうに今お願いしております。こちらとしましては100%載せたいんですが、100%はかなり難しいかなという状況です。ただ、評価としましては、内容的には今までの推進状況調査よりもかなり密度が濃い、内容のいいものが出てきますので、事務局としてはそれを使いたい希望があります。審議会にお願いしております推進状況の評価が3年越しになりますので、その辺を検討いただけるか、お待ちいただけるか。

【諸橋会長】 私たちの審議会の課題そのものが評価システムづくりということだったわけですね。順番からすると、それを考えようかというときに市全体で評価システムを取り入れるので、それに相乗りしようかという話になって、やってみたら思ったよりこちらの聞きたいことが十分聞けない、あるいは評価できないというような流れのような気がするんですけども、どうしましょう。評価に関しては我々審議会の仕事でもあるので、もう一度仕切り直さなきゃいけないのか、それともこの流れに沿って少し待つかということになるかと思えますけれども、いかがでしょうか。条例上ですと、ほんとは毎年のように年次評価して出して、報告して、公開しなきゃいけない性質のものですよね。第3次行動計画というよりも、毎年分の女性政策というべきですけれども。しかし、これは一応公約をしているものだから、毎年分はちゃんと出さなきゃいけないし……。

【河合委員】 成瀬さんに伺いたいんですけども、行政評価の各担当者自身も、年度によって、人事異動がありますと、書く人が違ってくるということもあるわけですね。書く人が違うことによって書き方が大分レベルアップするとかレベルダウンするということはありませんか。

【成瀬室長】 昨年初めて実施した50%の事業の内容につきましては、職員の温度差が現実あります。ただ、これが2回、3回繰り返すことによって、内容的には2次評価で必ず職員の意見聴取を求められますので、そこでかなり精査されていくかなど。今年2年目になりますから、たとえ異動があったとしても公表されている資料につきましては、今年よりも来年、来年よりも再来年ということで、中身は精査されていくと思います。事業

自体も、職員が聞き取りをしながら資料を事業担当者ごとに基本的には作成しますので、人事異動で新しく来た方は、仕事がわかっていないとちょっとレベルダウンしてしまうかなというのは現実あるかと思います。

【諸橋会長】 ほかはいかがでしょうか。

【河合委員】 論点はちょっと違うんですがよろしいですか。小金井市で他に基本条例がいろいろありますね。そういったような条例というのは、言い方は悪いかもしれませんが、つくったらつくりっぱなしで、それを何かに盛り込んでパンフレットで配るとか、そういったことはしておられるわけですか。市民参加条例なんかは時々公民館に置いてあって目にすることはあるんですけども、ほかの条例類は一般市民に知ってもらうという努力は市ではしておられますか。

【成瀬室長】 ホームページ上は載っているんですが、あとは主管課のほうの対応で、男女共同参画の関係からいきますと、成人式のほうに男女平等都市宣言の啓発も行ってはいるんですが、条例等につきましてはつどいとかパレット、そういう事業の際に窓口に置いて、そこで周知を行っていくという状況です。ですから、各担当の主管課の対応によって違ってきます。

【諸橋会長】 イベントのときに置いておくというのは、こういうプリントスタイルということですよ。持ち帰って一家に一冊とか、本棚にあるといいんだけど。

【河合委員】 ここでは答えにくいことかもしれませんが、今、子どもたちが「私たちのまち小金井」という副読本を持っているわけですね。ああいったものの中に、やさしく参加条例とか環境条例とか男女平等基本条例を書き込んでくれるような希望は出せないのでしょうか。何も難しくこの条例を全部載せるのではなくて、こんなことがあるんだよ、こうしてみんな仲良くしようねといったものを小さいころから何気なく、それこそ子どもの権利条約はそうですよね。さっき少し話がありましたが、各家庭に子供向けにやさしい、中学年向けにちょっと難しく、高校生向けにさらに難しい冊子を、国が各家庭に配布するぐらいの意気込みでやっているわけですよ。だからせめて小金井の場合、ほかの市はわかりませんが、それぐらい、すりこむぐらいはできるんじゃないかなという気がするんです。私たちの思いとしては、それぐらいやっていた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

【成瀬室長】 内容的には対応可能だと思いますが、ただ予算が伴うものですので、そちらの了解が得られない限りは。

【大久保副会長】 これは何年かに一遍とか、毎年毎年つくりかえるんじゃないですよ。何年かに一遍、改編なんですよ。

【成瀬室長】 ちなみに今年の予算で、成人式の関係で、各課ばらばらで啓発を行っていたものを、昨年予算要求しまして男女共同参画室でまとめたんですが、選挙管理委員会と経済課、保険年金課とあわせて一冊の冊子をつくるという形で進んでおります。その中に男女共同参画室の条例も概要版で、本文を抜き取りながら載せたいと思っています。

【河合委員】 それは二十歳ですよ。

【成瀬室長】 二十歳です。それと同じことを、今度は小さいお子さん向けという形になると思います。

【諸橋会長】 ぜひ副読本なんかには織り込んでいただいて、それから成人式のとくに配って、あとは市の要覧や、便利帳は今を出していませんでしたか。

【成瀬室長】 便利帳は定期的に更新しております。

【諸橋会長】 そういうときにぜひ、全部載せることはないですけども、骨子だけでも載せていただけると。あとはホームページでござんくださいでいいわけですから、ぜひそういうのも入れていただければ。

【大久保副会長】 便利帳は転入してきたときに、転入届けを出すと最初にもらうでしょう。だから、あれにこの市にある条例などが一覧で出ているだけでも違いますよね。

この調査の中身について質問なんですけれども、ほかの課のところは答えづらいだろうから、3の広報広聴課の回答の中に、職員向け意識調査については、平成18年度の早い時期に実施したいと書いてありますが、具体的に予定は立っていますか。

【成瀬室長】 中身につきましては、6月の事業が1つ終わった段階から動きたいと思っております。ただ、内容につきましては、前回の内容を引き継ぎながら、またこちらのほうに各委員さんのご意見を、審議会の日程が多分6月ではできないと思いますので、こちらから通知を送らせていただきたいと思いますと思っております。

【大久保副会長】 そうすると、具体的に実施して結果が出るのはいつになりそうですか。

【成瀬室長】 夏ごろを目指していますので、秋口には集約できればと考えております。ただ、今まだ確定はできません。

【大久保副会長】 こがねいパレットは12月ごろの予定ですよ。

【成瀬室長】 その前にやりたいと思います。

【大久保副会長】　　そこで結果が発表できるとか。

【成瀬室長】　　目指します。

【諸橋会長】　　12月のパレットまでにぜひ職員向けの意識調査の結果をまとめていただければと思いますが、これはそんなにお金がかからないと思いますので。もう一つは、2007年度までの実施を目指す事業の中に市民意識調査が入っていますけれども、これに関しては。

【成瀬室長】　　計画上は19年度までということになりますので、今の段階ですと、今年度予算要求して来年度実施という形で予算要求に載せるという状況になるかと思います。

【諸橋会長】　　実施してもらおう公約なので、ぜひお願いしたいと思います。

【大久保副会長】　　もう一つ質問なんですけれども、7番の職員課の回答の中に入っているんですけれども、小金井市職員次世代育成プランって何ですか。

【成瀬室長】　　申しわけありません、そこまで内容をつかんでおりません。

【大久保副会長】　　これは職員なんですね、小金井市次世代育成プランじゃなくて。

【成瀬室長】　　職員です。

【大久保副会長】　　じゃあ、何かこういうのがあるんですね。できればどんな内容なのか知りたいです。

【諸橋会長】　　これは去年かおとしに厚生労働省から出た、各大規模事業所が少子化対策を具体的にとっているかかっていないか、とるよというお達しの一環ですか。

【成瀬室長】　　厳密にはお答えはできませんが、各事業所のほうで計画書をつくるよう義務づけられておりますので。

【諸橋会長】　　事業所の中にはお役所も入りますよね。

【成瀬室長】　　なので、その一環かと思いますが、限定はできません。

【大久保副会長】　　小金井市の職員向けの次世代育成プランの中で、男女平等という意識がどんなふうに取り上げられているのかちょっと気になる場所なので、ぜひ資料をください。

【諸橋会長】　　市を挙げてこういうプランをつくって、職員がこういうことを利用していますよというのをPRするのもいいかと思いますが、ぜひ広く市民にも伝えていただけるといいんじゃないかと思います。次世代育成の問題は、現大臣もそうですけれども国を挙げての施策ですし、ぜひあれしていただければと思います。

ほかにどうでしょうか。8番の保育の件ですけれども、経済課が既存の施設や制度の活

用ということですがけれども、具体的にいろんな事業で保育要求があるときに、足りているとか、制度をうまく使っていないとか、肝心なところにPRがっていないとか、そういう実態は経済課はつかんでおられるのでしょうか。

【成瀬室長】 経済課の事業ですと、保育を希望される事業が今のところ現実にはない。

【諸橋会長】 経済課自体にはなさそうですね。でも、これ、経済課の事業として言っているのかな。

【成瀬室長】 はい、主管課の事業ということですよ。

【大久保副会長】 でも、1年ぐらい前にやった経済課の主催事業では、保育をつけて、保育の利用がありました。経済課も年に1回か2回ぐらいは、一般市民向けにやるセミナーみたいなものがあるので。

【諸橋会長】 あと、拠点施設の件ですがけれども、今回の第3次の基本計画の中で検討しなさいというふうに出したわけですがけれども、今後も研究ということですがけれども、設置場所についてはご指摘の事項を踏まえと書いてありますので、少し前向きに踏み込んだ回答というふうに考えてよろしいのでしょうか。

【成瀬室長】 基本計画の前期の内容を見ていただくとわかるんですが、検討するとなっているんですね。今回も同じような記載になっておりますので。

【諸橋会長】 再開発のここら辺にうまくしたら入るかもしれない。

【成瀬室長】 まだ具体的な話は出ておりません。

【諸橋会長】 これは例えば、市民からの突き上げとか、あるいは市民が加わっての計画委員会とかはあるんですよ。

【河合委員】 逆に市民から提案しなければだめみたいです。ついこの間、ちょっと伺いましたけれども、市民が何も言っていないからそういうのは必要ないだろうという判断ですと言われましたので。

【諸橋会長】 どっちが先かわかりませんが、駅前に何かできるときに、例えば駅前の保育所とか女性センターとか、あるいは公民館的な役割のものとか、私はあまり詳しく知らないんですけど、市民とのコラボレートな委員会は当然あるわけですよ。

【大久保副会長】 ここにあるのでは、JR中央本線連続立体交差事業関連街づくり委員会じゃないですか。

【諸橋会長】 10人のうち、女性は1人かいないんですけれども。

【大久保副会長】 随分前に計画が出て、パブコメみたいなのはありましたよね。

【諸橋会長】 　　いつでしたっけ。

【大久保副会長】　　随分前、三、四年前とか。その結果を踏まえてどういう計画の変更があったり意見が反映されたのかというのはよくわからないんですけど。

【諸橋会長】　　新しくできるビルの間取りもまだよくわからないし、どういう箱ができて、どこが市民が自由に使える場所なのかがよくわからない。むしろこの審議会が駅前のビルの一室にセンターをと強く言えば、それなりに反映はされるんですか。

【成瀬室長】　　要望という形で、現実に地域の団体様からセンターについての要望書が出ております。市長にも回しておりますので、それは認識しております。

【諸橋会長】　　一応9番でも、検討してくださいと強く書いてありますし、機会あるたびにこちらの審議会としてもぜひ拠点をとっていきたいと思います。それがあがないで、たかがワンフロアかもしれませんが、関連する図書とか相談とか置くパンフレットとか、ぐっと変わってきますよね。認識も市民に広がると思うんですけども。

　　話は変わりますが、市庁舎はどこにいくんですか。

【成瀬室長】　　具体的には決まっております。

【諸橋会長】　　先ほどから出ている評価システムに関して、ご意見どうでしょう。このスケジューリング、ないしは、もうちょっと効率的な男女平等行政の評価ができないかということ。この作業を待ってみますか。

【大久保副会長】　　でも、これ、去年やったやつに比べれば少し早いんですよ。

【諸橋会長】　　そう。しかも大分中身も濃くなったということですので。

【大久保副会長】　　でも、まだ100%じゃないんですよ。

【諸橋会長】　　多分75%だろうと。難しいですよ、手間だしね。かといって男女平等の行動計画に対して、第三者評価の委員会なりをつくるような予算もないでしょうしね。行動計画の推進状況調査に関しては、こちらで用意いただいている報告作業をお願いするというところでよろしいでしょうか。

【河合委員】　　私、最近、男女平等ということに対してそれぞれ考えていること、思っていることがちょっとずつ違ってしまっているんじゃないかなと思うんです。この評価自体、職員の方が自分で書いたりされるときに、男女平等の視点は一体どこにどう置けばいいのかわからないまま書いていらっしゃる方が多いんじゃないかなという疑問を持っているんですが、いかがでしょうか。男女平等ってとてもやさしいことなんだけれども難しいことのように思うんです。今ここにご一緒している審議会委員でも、男女平等行動計画っ

て一体どういうものなんでしょうねと思っておられる方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、行動計画をもうちょっとわかりやすく、さっきおっしゃったようにダイジェスト的なものでつくってみてはいかがでしょう。意識の問題だから、なおさら抽象論と具体論がなかなか頭の中で構築できないというのが一般の方たちの現状じゃないかと思うんです。それで結局はジェンダーという言葉がそれに加わってくるものですから、男と女は完全に別行動しなきゃいけないような間違った考え方にどんどん発していっちゃっていて、それで今ブレーキがやっとかかったという、世の中はそういう状況なんじゃないかなと思うんです。ですから一般市民の方たちだって、男女平等の、あるいは男女共同参画とは一体何なんだろうということが理解されにくい言葉になっているんじゃないかと思うんです。わかっている人はわかって、それはこういうことにつながるのよというふうに道筋立てて考えられると思うんですけれども、やっぱり一般市民の方たちにそれがどうつながっていくということがわかるのかなという疑問を抱いているんですけれども、どんなものでしょう。遊離してしまっているような気がするので、ここで一つ簡単にこうなのよと言える、もっと平たいもので、どこかで表現してみたらいいかなと思うんです。田村先生、大学でいかがですか。

【田村委員】　　そういうところをやっている機関もありますけれども、今のところ特に目立って活動しているという状況でもないです。

【河合委員】　　職員の方たちはこの調査は面倒くさいなと思っておられるんじゃないかなと、それが現実じゃないかなと思うんですね。そういうことで答えてくることというのは、逆に反感を抱かせるだけに終わっているんじゃないかなと。そういう危惧を持っているんです。ですから、もうちょっと何か方法があるんじゃないかなと思っっているんですけど、いかがでしょう。

【諸橋会長】　　皆さん、いかがでしょう。この審議会も市民に対する男女平等意識の普及啓発の一端を担っているんだと思うんですけれども、図らずも国、都のほうからジェンダー・フリーについてという文書が来ております。国の第2次の基本計画は、ジェンダーという言葉を変えて定義し直しています。それからジェンダー・フリーという言葉はどうしましょうかということで、国と都からは、誤解があるのであまり使わないほうがいいんじゃないかということで、文書が来ておりますけれども、男女平等に対して混乱うんぬんよりも、人々が認識を薄くしている状況があるようにも思われます。一時期の熱気のようなものが薄れてきている点は否めないですね。国のほうでは今度の6月26日に厚生

年金会館で全国会議をしますし、それから資料でつけていただいたように、新聞でもジェンダーをめぐるネタはたくさんあるんですけれども、どうも世の中を挙げて男女平等の意識が薄れているという印象がぬぐえないのは確かですね。

【成瀬室長】 ジェンダー・フリーのことで、事務局のほうからよろしいですか。

【河合委員】 ちょっとその前に、今回の男女共同参画週間のつどいのテーマは、どういふことで男女平等につながるんですか。

【成瀬室長】 今回、食育という形の題材をとらせていただいております。現在、一般の家庭の中で家族と一緒に食事をするという機会が大分少なくなっているという現実もありますし、お父さまが朝食抜きで学校に行ったり、勤労者の方が朝食をとらずに、またはダイエットをしているということで朝食をとらないで出かける。今の時代、生活のずれ、時間的な差が出て、家族の中の会話も少なくなっている、1カ所で団らんがとれない状況になっているというところで、食の大切さということで今回取り組みたいということで対応したところです。食べることの大切さ、それに伴っての健康上の問題等、話をさせていただきたいということで取り組んでおります。ですから、男女平等という範囲はちょっと広がるんですが、その中の健康面から今回は踏み込んでいるところです。

【諸橋会長】 一日三食食べていないのは働いている男性で、団らんを一番妨害しているのは男性たちですよ。それを村松さんがやんわりと、男性も早く家に帰ってみんなで食事を囲みましょうねというふうに持って行っていただければ、それにこしたことはないんですけれども、ものによっては、村松さんがそう言うということではなくて、妻が、母が、朝はしっかり夫と子どもに食べさせて送り出しましょうということになると話が違って来るわけで。

【河合委員】 そこが、私もこのテーマがいいのかなと思うところなんです。これだと、今おっしゃったとおり、女の人よ、頑張るって食事をつくろうじゃないかになっていかないかなと。

【成瀬室長】 そこはこちらのほうから講演内容の趣旨を説明させていただいております。男女共同参画の視点での内容ということでお願いしております。なお、この講師に関しては、男女共同参画の関係ではほかのところでも講演を行っておりますので、その趣旨はご理解いただいております。

【諸橋会長】 多分、村松さんは大丈夫な人だと思いますけれども、それがちゃんと聴衆に伝わるような仕掛けがあればと思います。

【成瀬室長】 ちなみに講演の題材も、講師の方から最初にお話があった内容と変わって、最初は一般的な題材だったんですが、途中でいただいた講演は男女共同参画という言葉が入っていたんですね。それはこちらのほうから趣旨を説明させていただいて、もとに戻させていただきました。

【諸橋会長】 何だかわからないけれどもNHKの元キャスターが来るから行ってみようということで行ってみたら、男女平等の話だったとなるような仕掛けであれば。そういうつり方もあると思うんですね。有名人が来るから行ってみたら、えらいゆかいでない話だったというのでいいと思うんですけど。

【成瀬室長】 講演の内容につきましては、参加者の方とコミュニケーションをとりながら、またお菓子が1つ出ますので、そのお菓子を食べながら、それに対しての……。

【大久保副会長】 書いてないじゃないですか。

【成瀬室長】 ホームページには書いてあります。

【河合委員】 何でこういうふうな質問をしたかと申しますと、男女共同参画の公民館の講座があちこちの館でやっているわけですが、結局、男女平等という言葉を使うと、今、室長がおっしゃったように、人が集まらないからほかのテーマでいこうということで、今かなり食に関して各館努力しているんですね。その論理はどうなるかということ、リタイアしてからもみんな元気で、食事をつくったりすることが平和だということなんです。リタイアした人向けに料理教室を2回やって、あとの残りの5回は何々をやってというふうに、それが男女平等にお料理がどういうふうにつながるんだろうと私はいつも心配しているんですけれども、公民館の男女共同参画企画という論点がそういうふうに大きくとらえられているのが現状なんじゃないかと思うんですね。だから、男女平等というのはこういうことなんじゃないかという、みんな共通認識を持っていないと、どんどんそれが、元気で生活するのが男女平等みたいになっていっちゃって、ちょっとずれちゃうかなと私自身は個人的に感じているわけです。何も大壇上で男女平等を振りかざして講座を開くべきだと言っているわけじゃないんですが、どこまで理解してくださって、そういう企画を組んでいかれるのかというあたりは、私たちの審議会なり室長のところで、みんなにわかりやすいものをもっと浸透させたほうがいいんじゃないかと思っています。わからないまま、みんな勝手に解釈したままどんどん広がって、せっかく予算もとったりいろいろしているのに、肝心の目的、趣旨が違うところでおさまっていっちゃうというのは、首をかしげてしまっているんです。

【成瀬室長】 事務局のほうでも今回3回が終わって反省点というか、実際、男女共同参画とうたいながらも、開催すると定員の半数にも満たないという状況がここしばらく続いておりましたので、人が来ていただいて、その中で題材に加味しながら啓発をしていかないと、来ていただかない限りは対応しきれないという部分がありますので、少し興味のあるものを開催しながら、その開催内容の中に男女平等の意識啓発を含めて、知っていただくということで、今回少し興味があるものになっているわけです。同じことを次の年また同じにやっていいかということは今回の事業結果をもとに、場合によっては基本に戻ってやるようになるのかなと思います。私の最初の目標は、定員になるように1回やってみようというのが現状です。

【事務局(吉川)】 食に関しては、食べることは命をつなぐことで、それは男性も女性もしなければいけないことなのに、あまりにも女性のほうに食べることが依存されすぎているということがありまして、「手に食を」というキャッチフレーズで、さっき河合さんがおっしゃったように、例えばこれから退職して家に戻る男性が増えてきますよね。そのときに女性に食を頼るのじゃなくて、男性だろうが女性だろうが自分で食べることができるということは、命をつないでいくことですので、それはとにかく一番大切なことですから、一番大切なことを何で女性に依存しているのか、それはやっぱり男性も、それさえできればどんな状況になっても生きていけるということで、具体的な例を通じて男女共同参画として伝えていければいいなということを私どもは思っているんですね。そういう意味も込めて、食のことについては命をつなぐ一番大切なことなんじゃないか。それにつなげて男女共同参画のことがわかってもらえればいいなと思っておりますので、いろんな視点から見てもらえればいいかなと思っております。大切なことなんですけれども、なかなか見えにくい視点でありますので、参画室としてはそういうふうに思っております。

【大久保副会長】 公民館の男女共同参画講座の話をする、昨年度ぐらいまで女性学級だったんですね。

【河合委員】 本館はね。

【大久保副会長】 いや、事業名が女性何とか事業だったんですよ。男女平等じゃなかったんですよ。それで、去年あたりから男女共同参画事業になったんだけど、そこについての説明は企画実行委員や市民には一切なされていないから、それに男女共同参画の視点を盛り込めと言っても無理です。名前だけが変わったという形で。だから、各館で女性セミナーとかでサブタイトルみたいなクラス名をつけているんだけど、それをそのまま使っ

てやっている。ほとんどが女性向けの講座。男性向けや、男女で考えているものはなかなかないです。何でそうなったのかという質問をしても、それは職員が答えられないから、だれが突然そうしたのか知らないんですけれども、それこそこっちからの働きかけがあったのか、他の企画とかそっちのほうからの働きかけが公民館とか生涯学習課のほうにあったのかどうか。

【成瀬室長】 私がここに来てからはそういうことは行っておりません。ただ、今年4月の異動で職員がかなり動いておりますので、その事業についての説明を若干してあります。具体的な事業に関してもし話があればこちらから説明しますということで対応しておりますので、少しは変わっていくかなと思っています。

【河合委員】 非常に暴論だと思うんですけども、人を集めるために一生懸命事業を考えて四苦八苦するんだったら、それだけの予算を、さっき申し上げたように子供のためにリーフレットをつくって、あるいは子供向けじゃなくても各家庭に配る予算に回すことだって有効じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【大久保副会長】 啓発事業という意味では、講座をやったって、そういうパンフレットを配布するものだって、どちらも事業ですよ。

【河合委員】 皆さんに何うと、人を集めなきゃいけない、予算をこなさなきゃいけないと。そんなむだな努力をするんだったら、それだけの予算を生きた使い方をしたらどうかと思うんですが、ちょっと本末転倒じゃないかなという気がここ数年しているんですね。ですから、男女平等なんていうのは、こうだからこうで食生活が必要で、生きていくからこうだという論理があってこういう企画をなさっている方と、楽しく過ごせばそれでいいんじゃないという企画になっちゃったりする場合も多々あるんです。だから、そのあたりの違いを正しく理解している講座と、そうじゃない、とにかく今年度こなしましょうというのでやっているところとか、そういうのを見ているとむだだなと思うんです。ですからそういう意味でも、今、大久保さんがおっしゃったように、職員でもちゃんとわかるような、男女平等ってこういうふうなものなんだというものをつくっておくことも一つの仕事じゃないかなと思います。

【成瀬室長】 昨年、公民館の職員から男女共同参画事業に対して疑問があるということで相談を受けております。そこについても、やっている事業の内容と標題の男女共同参画室の事業が公民館活動として、それがほんとうにいいのかどうかという疑問を持たれた職員がいましたので、それはよかったなと思うんですが、そこについてもこちらからお伺

いして説明をさせていただいています。ですから、徐々にではありますが、職員の中でも啓発が行き渡ってきているのかなと思っております。

【河合委員】　　ですから逆に、こういう評価を求めることによって、職員のほうからすれば、とにかくこなして人を集めて、人数トータルが多ければいいというふうになっているんじゃないかなと、この間、参加収容人数何人という数字を、うそだと思いながら見ていたんです。職員だったら、評価されるとなったらそう書いちゃうと思うんですね。私が職員だったらやっぱりそうやると思うんです。だから、たとえ少なくとも本質をついたものであれば、それはよしとしなければいけないんじゃないかと思うんです。そうじゃなくて、ただ何人を集約してどうのこうの、そうじゃないだろうなと思います。だから集まる人もわかっていて、集める職員も理解した上で成り立っているものであれば、それはいいんでしょうけれども、とにかくやっちゃえばいいんだという、そこで集まってきた人たちが少なければ悲劇ですし、多ければハッピーというものではないんじゃないかなと。

【大久保副会長】　　前回だったか、評価の話だったと思うんですけども、今年の重点ポイントみたいなものを1つか2つに絞って、評価のときに必ずそれだけは確認したらどうかという話が出ていましたよね。

【諸橋会長】　　網羅的にやるというか、どれもこれもだと負担も大きいし、一朝一夕に答えが出ないものもありますので、重点目標を絞ってはどうかという話が出ていましたね。例えば、少し絞り込んで今期の評価システムに取り入れることは時期的にもまだ間に合うと思うんですけども、どうでしょうか。そういう提案を今のうちにしておかないと……。まあ、75%やってもらえれば、それはそれでいいんですけども。

【大久保副会長】　　今、小金井で一番必要なことって、どれが一番必要なかわからないけど、例えばPRはほんとに必要なと思うんですよ。男女共同参画というもののPR、それから小金井の男女平等基本条例のPR。今、評価のものだからちょっと違うのかもしれないけれども、例えば男女共同参画企画講座とか何か講座をやったときには必ずPRになるものを置いてもらうとか、それを配布してもらうだけでも……。男女平等という言葉がついたような講座とか、そういう事業だけじゃなくて、いろんなところでそういうのを必ず置いてくださいというのを来年度の強化目標にしてもらって、それは必ずやってもらえたかどうか来年が終わってからチェックするとか、もしくは今年のこれからの時期からやって、来年度以降につなげていくというはあるのかなと思うんですけども、これから評価するのはとりあえずもう終わっちゃったものでもんね。例えば、ほんとに評価で

きるものをいったら、講座について参加者の男女比なんか聞いてもねという気がするので。審議会の登用状況の男女比は出ていますよね。これでもまだ相変わらず女性がゼロという、逆に男性がすごい少ないという審議会とか委員会があるみたいなので、その辺の是正はお願いしていくとしても。何がいいんでしょうね。

【諸橋会長】 やっぱ啓発だと思います。それは講座だけじゃなくて、あらゆる事業にそういう視点が入っているかどうかということなんだと思うんですけども、まずはPRということであれば、男女平等とか男女共同参画の意識の浸透と、小金井の条例の認知度のアップに尽きるんじゃないかと思うんです。例えば来年度はそれを重点目標にして…

…。

【大久保副会長】 今、そういう配れるパンフレットみたいなのはありますか。基本計画の概要版とか。

【成瀬室長】 在庫は若干あります。

【大久保副会長】 基本条例の法律文書の写しなんて、置いてあってもだれもとってくれないですよ。

【諸橋会長】 イラスト入りの、何かポイントがついたのがほしいね。

【大久保副会長】 今年度中にやる事業に、「かたらい」を必ず置いてもらうとか。

【成瀬室長】 各事業の入り口には必ず置いてあります。

【大久保副会長】 例えば公民館の講座、それから各課でも講座とか出先でやりますよね。それから市民祭りとか。そういうので必ず行政のブースがあるじゃないですか。公民館は平積みになっちゃっているんで、例えば事業やるときに、入り口にご自由にお持ちくださいというのは、置けるときは必ず置いてくださいとか。

【河合委員】 この間、「かたらい」はうちの近くの郵便局に置いてありました。

【大久保副会長】 全然違うところに置いてあるのが大事ですよ。

【諸橋会長】 うちの郵便局にもありました。

【事務局（吉川）】 じゃあ、置いてくれているんですね。一応市内の金融機関と郵便局に全部送っているんです。ただ、見に行けないので。どうなっているのかほんとは見にいきたいんですけど。

【大久保副会長】 多摩信は必ず置いてありますよね。ほかの銀行では見たことない。

【河合委員】 そういうとき声を大にして、わあ、おもしろそうな本とか誘導しないとだめですよ。

【事務局（吉川）】 次はスーパーとかにも置きたいです。今年はそういうことをしに行きたいです。

【大久保副会長】 今フリーペーパーが結構あちこちに置いてありますよね。少なくとも行政の主催事業については、必ず聞きつけたら届けて配ってもらうというのはいかがでしょう。全然関係ない事業でも。市長と語る会とか。

【諸橋会長】 あらゆる機会を通じて、男女平等のことに条例についてのPRをお願いしたいと思います。

【大久保副会長】 それと今年度中に改編のある委員会や審議会が幾つかありますよね。次の改編のときには男女比が50%ずつになるように努力してくださいとあらかじめお願いしておくとか。

【成瀬室長】 それに関しましては行政連絡会議の庁内の会議で毎回伝えております。

【大久保副会長】 忘れられちゃいけないから、とりあえずここに書いてある7月とかは今募集中じゃないですか。募集をかけているときにお願いを、一報を入れておくとか。

【諸橋会長】 審議会については今ご意見が出たように、次期改選のときにうまく連絡をして次にとる人は女性をと、その辺のポジティブアクションを働きかけていくというご意見が出ています。この資料はそんなふうに見ていただければいいと思いますが、半々いて当然の世界ですので、5割にもっていく努力を各委員会でしていただければと思います。

例えば来年度は啓発、浸透を重点目標に掲げるとして、小金井の手持ちの刷り物が「かたらい」ぐらいしかなくて、条例のパンフレットや苦情処理、あるいは相談に関するパンフレット等もあまり行き渡ってないという感じですし、予算もないようなんですけれども、何とか来年度予算の中にぜひ啓発を重点的に位置付けるという形で取り込んでいただければと思うんですけれども、どうでしょうか。例えば国の第2次の基本計画なんていうのはただでもらえるものですよね。これは、市民に配りますので1万部くださいなんて言えば、もらえるものなんですか。

【事務局（吉川）】 それはやっとの思いで、東京都を通して内閣府にお願いして、やっとならしてもらえたので、ないです。

【河合委員】 これをもらったって一般市民はあまり……。

【諸橋会長】 見たくないですよ。確かに字が多いし、レイアウトも悪いし。前の第1次の基本計画もこんなものだったか。何か、国のわりにわかりやすかった、図表をたく

さん使ってジェンダー・エンパトメント指数と人間開発指数のずれとか、各国はM字型雇用じゃないという資料集が、2ページ見開きぐらいの見やすいのが国の資料でもありましたけどね。

【大久保副会長】 さっきから河合さんがおっしゃっている小金井の基本条例の子ども向けのかみ砕きものというのが、そのまま役所に、職員が評価するときとかにも、こういう視点で評価してくださいねと。

【諸橋会長】 子ども向けをつくれれば職員向けにもなると。

【大久保副会長】 そうじゃないかなという気がするんです。

【諸橋会長】 例えば男女平等はこういうことだよと。

【大久保副会長】 変な言い方だけど、だれが読んでもわかるということは子どもが読んでもわからなければいけなくて、条例なんかは法律用語でなきゃいけないだとすれば、そうじゃなくて一般向けというのは子ども向けの一つつくって、子どもがわかるようにつくったらそれを全部に使ってもいいんじゃないかという気がするんです。それをつくるのを例えば今年度審議会の役割とするとか、もしくは参画室に今年度中に案をつくってくださいというふうにするのが必要なかなというふうに聞いていて思ったんですけど。

【森屋委員】 それは賛成です。今、河合委員のお話を聞いていても、河合委員のお考えと私の男女平等の考えがちょっとずれているんですね。先ほど女性でご飯をつくるというふうに向かえると困るというようなことがありました。でも私は女性でご飯をつくるんだろうと思っているんです。それは男女平等の感覚からいって、男性がつくる時間がないだろうと思っているからなんです。私は男性と時間帯がダブっているので、朝7時には家を出て、夜は10時ぐらいに帰る生活をしています。母子家庭ですけども、子どもはその間一人なんですね。でも、それは多分、男性がやっているのと同じ状況になっていると思うんです。奥さんがいたらいいなと実は思っているんですね。それを女性にやらせるのかということだとか、女性の仕事なのかということとか、私がそれをやるべきなのかということになると、男女平等って何だろうというところがあって、男女平等ということが今この中であっても一人ずつの感覚としてはずれているかなというのがあるので、できればこの審議会だけでもある程度、男女平等はこういうふうを考えるべきだということの一つ軸にしたほうがいいかなというのは感じました。ですから、おっしゃったように、子ども向けのリーフレットを作成するという事は非常にいいことだと思います。

【河合委員】 今、森屋さんがおっしゃったことで、私の発言が間違っって受け取られる

といけないので訂正しておきますけれども、私が言いたいのは、食事に関して、例えば家事一般と置き換えてもいいんですけども、それを女性がやる仕事であるというふうに理解してもらっては困ると言っているわけです。ですから、それは家庭によって違うわけで、女性がやっっている家庭もあるでしょうし、男性がやっっている家庭もあるでしょう。ですから、女はこれ、男はこれというふうに性別で役割を決めつけてないでくださいというのが男女平等の重要なポイントだと思うんです。それが言いたいんです。ですから、こういうふうに美しい女性がイキイキお料理やりましょうという、こういうのを見たときに、やっぱり女がつくるんだよなと男の人が誤解しないでほしいなと私は思っているんです。ですから決してそうではないと成瀬室長がおっしゃったので、結論はきちんと導いてくださるということのを伺って安心したんですけども、当然、男性が食事をつくったっていいわけです、女性がつくったっていいんです。ですから、やれる人がやるという意味で申し上げたので、女はつくらないでいいというふうに理解されたら私の言い方が間違っていましたので、訂正しておきます。

【諸橋会長】 今までの流れは、男女平等という言葉の持つ意味合いが薄れてきて、職員にも市民にも薄れてきて、国民全体的に暮らしの中で薄れてきているというところもあるかもしれませんが、やっぱりもう一度原点に立ち返って、条例とか男女平等の意味を重点的にPRする必要があるだろうという議論の流れだと思うんです。それに際しては子ども向けにつくるのが一番、子どもが若いうちにそれを飲み込み、しかもそれは大人にも使えるという、それこそジェンダーやジェンダー・フリーという言葉をめぐる混雑の中で、シンプルな男女平等についての思想、あるいは考え方、あるいは決めつけないという考え方をPRしていく必要があると思うんですね。それを今年度、来年度の予算獲得ないしは事業の重要なものとして位置付けるというのは、この審議会で提案してもいいことだろうと思うんですけども、それに関してはいかがでしょうか。具体的に来年度予算要求できるかとなると、あるいはパンフレットをつくるのか、子ども向けの副教材の資料に盛り込むということは具体的には可能でしょうか。

【成瀬室長】 新規事業として要求はできますので、それに当たっては聞き取り調査、意見調査が出てきます。

【諸橋会長】 私たち審議会は苦情処理のシステムをつくり、苦情処理の申し立ての様式までつくり、まだあまり利用されてないですけども一仕事はしたわけです。もう一仕事するとしたら、パンフレットをつくったり何かだと思えますよ。ぜひ形を残したいで

す。

【田村委員】 私も子ども向けの啓発とか男女平等に関することは非常に大切だと思うんですけども、実際それをやるとなると非常に難しいような気がするんです。その難しさを理解した上で、我々はどういうふうに市のほうに働きかけていくかということを理解したほうがいいと思うんです。教育委員会というのはある意味非常に伝統的な文化ですよ。今の委員同士の議論でもわかるとおり、男女平等に関する解釈、考え方がすごく違うわけですよ。多分そういうふうに学校現場に働きかけると、またいろいろなところに面倒くさい議論がたくさん出てくるわけですよ。それを面倒くさがらずに議論していくことが大切なんですけれども、これは非常に難しいわけです。国レベルでも、今、上から通達があったりどうこうしているわけですから、男女は平等にするべきだということと、一方でジェンダー・フリーがどうのこうのと出している。そういう根本的な部分での考え方の違いがあるわけですよ。そのあたりの難しさを我々も理解して、その上で何をするかというのは非常に大変な作業だなというのが実感ですね。

【諸橋会長】 どうでしょう。田村さんからそういうご意見が出ていますけれども、それは全くそのとおりだと思います。副教材、副読本とかに入れるとなると、それこそ教育委員会とすったもんだしていかなきゃいけない問題だと思うんです。ただでさえお国のほうも混乱しているところがあると思うんです。しかし、我々の審議会が膝詰め談判でやっていくんだということはある程度得ることだろうと思います。それから、副読本に入れるということではなく、独自のパンフレットをつくって学校で配ってくださいというふうにやる手はあると思います。

【大久保副会長】 副読本のほうは、便利帳もそうですけれども、改編期にあてて、せめて1行でも、小金井市のほかの条例と並べて、こういう条例があるよという条例の紹介という形ででも、小金井市はこういうことを市民のために決めているんだよということの1つとしてうまく取り上げてくれないかなという期待でもいいのかなと。それとはまた別に、子ども向けとか一般の人にもわかってもらうために、それから職員にわかってもらうために、子どもにもわかってもらうためにというものは別に、基本条例についてはかみ砕いたものが必要なんじゃないかと思うし、それをやることが私たち自身の理解にもつながるのかなと思います。

【諸橋会長】 副読本の改編期は今わかりますか。わからないですよ。ぜひ次の改編期のときに、私たちのまち小金井なんだから、条例があるのほうそじゃないんだから、少

なくともそれを並べるぐらいは何の文句もないはずですから。

【大久保副会長】 便利帳には市の持っている条例の名前ぐらいは羅列してほしいですよ。

【諸橋会長】 市民であるからには責務というか、努力義務ですから。だから、副読本及び便利帳にはぜひ条例一覧だけでも入れてもらえるような働きかけをしていただければと思います。

【大久保副会長】 今度の便利帳が新しくなるときに苦情処理の件とかも少し載せたりするので、きっと中身は変わるんですよ。あと、総合相談のこととかも。

【成瀬室長】 苦情処理についてはちょっと今、確認はとれませんが、女性総合相談とか、そういうものは載せてあります。

【大久保副会長】 載せてあるので、参画室にも内容が正しいかどうかというのが来るんですよ。そのときに条例などをうまく載せられるように働きかけができないかなど。

【成瀬室長】 苦情処理も載せてあるはずですよ。今、確認はとれませんが、苦情処理という欄がありますので、そこに男女共同参画も載っているはずですよ。

【諸橋会長】 条例名だけでも結構ですので、子ども向け副読本と便利帳には載せていただけるようにしていただければと思います。わかりやすい見開きパンフレットのようなものは無理して教育委員会とすったもんだするより、さっとつくっているところに配布することはできると思うんですよ。ぜひその辺、男女平等とはという定義と、男女平等を推進するための男女共同参画とはとか、小金井の条例はこんなことを考えているんですよ、みんなのことなんですよということをかみ砕いて説明されるイラスト入りのパンフレットをぜひ検討していただいて、それに際してはこちらの審議会の中でも男女平等とは実際何かということを少し話し合いながら、手づくり感覚のパンフレットをつくっていただければと思うんですけども、どうでしょうか。予算請求して一事業立ち上げていただけるとありがたいんですが。先ほど言った、和光市で子ども向けのパンフレットをつくったときも、条例のための犬のイラストを決めて、その犬がいろいろ男女平等はこういうことだよと吹き出し入りで説明しながら、大変わかりやすいパンフレットを和光市はつくったので、それは条例のパンフレットなんですけど、どのぐらい金額がかかったかわかりませんが。

【事務局（吉川）】 フルカラーですし、うちではとてもつくれません。

【諸橋会長】 カラーでは無理でしょうね。でも、何かあれに類するようなものをぜひと思うんですが。

男女平等ということの一種の中身の問題ですけれども、先ほど成瀬室長がジェンダー・フリーということについて、担当課長にこういう文書が来たということをご発言されかけましたので、ご説明いただきたいと思います。

【成瀬室長】 国のほうから公的な分類のところではジェンダー・フリーという言葉は使わないということになっておりますので、その旨の通知が来しました。市の対応につきましても今後どうしようかということで内部で検討して、市の方針として公的な刊行物、市報も含まれますが、そこにつきましてもジェンダー・フリーは使わないという方針になりました。ですから皆さんが一番心配されるところが、市民の方たちが講座を開こうとして掲示物として市報に載せたいといった場合の取り扱いについては、やはり市の刊行物になりますので、主催者側に趣旨を説明させていただいて、文言については検討いただくという形になります。ジェンダー・フリーという言葉が講座名に載ったことによって、市報にその言葉が使われているというふうに一般的に解釈されますので、それについては基本どおりジェンダー・フリーという言葉の掲載をしないという方針になりました。ジェンダー・フリーが使われなくなった経過としての使い方は掲載することはあろうかと思いますが、例えばジェンダー・フリーって何という講座を開こうとしたときに、タイトルにジェンダー・フリーって何という掲載ができるかということになりますと、市の刊行物としては掲載しないということになります。ジェンダー・フリーとはどういうことかといった場合の説明書きでは掲載はすることはあろうかと思いますが。

【諸橋会長】 ありがとうございます。市の刊行物としてということはどうなんでしょうね。例えば、そういう講座があるということ、市の主催ですからね。

【河合委員】 いえ、市民の主催の講座で、ジェンダー・フリーという言葉があるタイトルだといけないとおっしゃったんですよね。

【諸橋会長】 それは市の広報物に載るからということですね。でも、そんなことがあっていいのかな。差別語で、明らかに人を傷つけるような言葉でない限り、どんなタイトルをつけてもいいはずですよ。市民の主催のもので、右から左に載せるものについて、市が困りますという権限がどこにあるのか。地方公共団体自体が使わないというのはお国の通達ですから、それはあり得ることかもしれませんけれども。

【大久保副会長】 要するに、ジェンダー・フリーを考える何かの講座みたいになると、これからは小金井市の後援とかはとれなくなるということですか。

【成瀬室長】 いえ、後援ということではなく、市の発行物に掲載をしないということ

ですので、例えば市民団体の方たちがパンフレットを各自つくっていただいて、そこに載せたものは市の刊行物じゃありませんので、そこについては何も権限はありません。ただ、そのタイトルを市民に知らせるために市報に載せてということになりますと、市の刊行物という取り扱いになりますので、そこには言葉は掲載をしないという。

【大久保副会長】 市報に出すということは、要するに後援をとることが前提になっているようなものだから、ということは後援申請の許可がおりないということですね。もしくは後援申請の許可がおりても市報の掲載はできないということですよ。

【河合委員】 一般の市民掲示板はいいですよ。

【成瀬室長】 そうです。

【諸橋会長】 今までそのような前例やほかの事例はあるんですか。

【成瀬室長】 新聞に以前ちょっと問題に、私が着任したころに、そういう事例があったという話はしているんですが、ただ参画室のほうには相談はありませんでした。結果として、公民館活動でされている掲載の中にそういう言葉があって、それに対して規制を受けたというんですが、ちょっとニュアンス的に違った対応をしているかと思います。ただジェンダー・フリーという言葉にかかっているんじゃないかと、題材自体に固定観念があったのではないかと、その指摘を担当のほうでしております。

【田村委員】 これは余談になるかもしれませんが、1995年に私と私の同僚が東京都女性財団から依頼されて、若い教師のためのジェンダー・フリー読本をつくったんですよ。多分それがジェンダー・フリーという言葉の先駆けだったんです。その当時は行政から依頼されてジェンダー・フリーという言葉を盛んにPRしていたんですよ。それが今ではこういう状況なわけです。だから、結局お上からこういうお達しが来ているわけですから、行政としては守るしかないわけですよ。一番最後のところにもちょっと書いてあるとおり、ジェンダー・フリーについては、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するために使うなということなわけですよ。混乱して誤解があるなら、もっとそのことをよく話し合おうということであればわかるんだけど、混乱するからやめておけという。ジェンダー・フリーが混乱するんだったら男女平等だって混乱するんじゃないか。だからやめたほうがいいという今の世の中だと思うんです。そういう意味で、こういうのは憲法の言論の自由違反だ、憲法違反だみたいな感じでだれかが提訴して議論するとか、そうでもない限り、今は……。

【諸橋会長】 次から次へと言葉が使えなくなると思うんですね。明らかに人を誹謗中

傷するようなのは公的なメディアはいかがなものかと思えますけれども。

【大久保副会長】　でも、これ、話し合うと云って、何をどう話し合える余地があるんですか。例えばこの審議会ではこんなのはおかしいという提言を出すということでも話し合いをするのでなければ、できないでしょう。せめて市民主催のものについてまではうるさく言ってほしくないなという気はしますけどね。役所がやるのは仕方ないにしても。

【諸橋会長】　ジェンダー絡みでなく、ほかにこういう事例があるのかということなんですけれども。例えば、部落なんていうのは使っちゃいけないんですか。

【成瀬室長】　前回の市報に部落という言葉を使った行事がありまして、直接は私は聞いておりませんが、そこについての指摘を受けているようです。

【田村委員】　部落は差別用語ですから。じゃあジェンダー・フリーが差別用語ということに……。

【諸橋会長】　でも、これは差別語とは書いていなくて、混乱されているということですよ。差別語は使うことはやっぱりやめたほうがいいと思うんです。

【河合委員】　去年の秋に女性財団で一つの企画をしたときに、ジェンダーパッシングという言葉を使ったタイトルの企画をやりましたら、即、女性財団からこのタイトルは変えろと言ってきました。それで私たちの団体とすったもんだしましたけれども、あそこですら刺激してはいけないからこのタイトルはやめてくれと言って、何か過敏すぎるんですよ。

【事務局（吉川）】　今まで正しく使っていたジェンダー・フリーのニュアンスがうまく伝わらないで一人歩きしているの、それで誤解しないようにということだと思えます。ジェンダー・フリーという言葉そのものが和製英語でどうのこうのという議論もありますけれども、私たちはそうじゃないよということを受けとめていたと思えますけれども、どうもその辺が、やっぱり中でも温度差がありまして、難しいなと。

【河合委員】　それと同じことを私が危惧しているのが男女平等なんです。だから、今ここで違った解釈を持っていらっしゃるという話を聞いて、男女平等という言葉自身がそういうふうになって解釈して、違って歩きながら、世の中にいろいろな方が存在して、だから逆に女は家に引っ込んでいなくちゃいけないんだとか、そういうものになりがちな今世の中じゃないですか。だからその辺をもっと正しく理解してもらって、その人、一人一人が自由に生きていける世の中にしていかなければ危うくなってきているんじゃないかなというのが、私の危惧なんです。ですから、それは勘違いじゃないかなというのが公共放

送においても放映される発言が幾つかあるわけですよ。だから、そんなのを見ていると、少なくとも小金井だけでも間違いなく男女平等はこうなのよということを発信できないかなと思っているところです。

【本川委員】 ここにいらっしゃる方も男性と女性がいて、今のジェンダーについて、それから男女共同参画、男女平等についてもそれぞれがいろんな視点で見ていると思うんですね。だから、最大公約数でいければ、足し算、引き算、掛け算、割り算なんかは割り切れたりやっつけられるんだけど、こういう問題については結構幅が広く、ここだというものがとても見えにくいと思っています。そういうことにすごく専門的にかかわっている方と私たちみたいな一般人とはかなり考え方に差があるなというのは非常にいつも感じています。だから、先ほどのパンフレットも、いいといえばいいんだけど、子どもにどうにかかわり方をしてどれが本筋なのか聞かれたときに、十人十色の意見が出てきて大変だろうなと思いながら先ほど聞かせていただきました。だからこの男女共同参画についてなのか、平等推進なのか、そういうことも加味しながらやっていかないと、ほんとに極端な話になっていったらもっと怖いという気がしております。

それから「おいしく食べてイキイキ元気!」、多分この前の第3回の反省がいろいろあってこういうふうになったんじゃないかと思って、この結果を見て、まだ4回じゃないですかという気がするんです。だから、少し時間をかけながら行方を見ていく、そして進んでいけるところはしていくし、大事に残しておかなきゃいけない部分をきっちり残して行って、私たちの会議が進んでいくのを望みたいと思います。

【諸橋会長】 あとはいかがでしょうか。

【伊藤委員】 この中だけでも考え方がいろいろ違うというのが出たんですけど、よくわからないんですけど、どれが正しいとか、こういう考え方はよくないとか、そういうのがあるのでしょうか。じゃないと、一本化というか、この中だけでもこういうふうに問うていこうというのがちゃんと明確にならないと、いろんな考え方が出てくると思うんです。今、森屋さんと河合さんは違うんじゃないかとみたいなのが出たんですけど、どちらが正しいというのもないと思うんですよ。でも、どういうふうな方向で行くというのは、みんなで意見を出し合って決めていったほうがいいと思います。

【諸橋会長】 たたき台があるにしてもみんなでするところがあるんですけども。

【河合委員】 正しい、正しくないんじゃないんです。さっきご説明申し上げたように、男は外、女は家庭、女は家事一切をやらなければいけないという考え方は違いますよとい

うことです。森屋さんは、女の人が食事をつくったっていいと思いますとおっしゃったんです。それは正しいんですね。いけないとは一言も言ってないんです。それを決めつけてはいけませんということが男女平等の基本的な考え方。女だから何々しなきゃいけない、男だから何々すべき、その考え方が違いますよということなんです。だから、森屋さんはお料理をするのが幸せであり、それが日常生活になっているんだから、それはそれでいいことだと思います。でも、森屋さんは毎日料理をしなきゃいけないということは間違いですということなんです。

【伊藤委員】 自分でいいと思ってやればいいということですよ。

【河合委員】 そうです。

【大久保副会長】 そういう意味でいったら、正解はいっぱいあって、でも絶対にそれは違うというのはある。絶対にそれは違うというのさえ間違えなければ、男女平等とか男女共同参画ってすごく広いんだと思う。自分で選択しようということだから。

【森屋委員】 私は普段は男の人と一緒に働いていて、男女平等を考える暇もないぐらいなんです。女性だと思って差別されたことはない、女性だと思って楽な仕事を与えられたこともないんですね。それよりも何よりも息子を育てるときに、男のくせにと育てる。そうすると逆に息子が、「ママ、男女平等に反するんじゃない」って。どちらかという今男性のほうが柔軟な考えになってきて、年代の高い人じゃなくて、若い人たちはもっと柔軟な考えになってきている。でも、逆に私たちぐらいからちょっと上の人たち、ましてや私なんかでいくと、女性だからといって働けないと言われること自体に不満を感じる。企業の推進を助けてあげるというシステムはいっぱいあるのに、実は働きたくないと思っている女性がいっぱいいるというのが私のかかわっている世界なんですね。だから、もっと責任感をもって働いてほしいな、それが男女平等につながるんじゃないかなというのが普段考えていることなんです。

【大久保副会長】 そういうのをもっとわかりやすい言葉で人に伝えていくためにはどうしたらいいのかこれから考えましょうということですよ。

【諸橋会長】 だから、子ども向けのパンフレットをつくるのはそんなに難しいことではないと思うんですね。ここで皆さんでわいわい言いながら、絶対にこれは違うというのがありますから、それ以外はいろんなのがあっていいじゃないというのが男女平等だと思うし、それこそ前に使われていたジェンダー・フリーだと思いますので、そういう意味では決めつけるなというのだけでもいいから、子供たちに伝えていければ、これはまた市の

職員にも、市民にも伝わっていく一つの概念じゃないかと思うんです。ぜひ今年度、来年度の重点計画として、シンプルですけれども男女平等ということについての再定義、再PRを今一度、小金井としてやったほうがいいんじゃないかと思しますので、次回もその辺を、できれば事務局のほうでパンフレットの簡単なラフスケッチのようなものを、このようなレイアウトでこのようなものみたいな、あるいはほかの自治体の事例でも結構ですので、寄せ集めていただいたものを……。

【大久保副会長】 とりあえずほかの自治体のものをちょっと集めていただいたほうがいいんじゃないですか。

【河合委員】 ほかの自治体にそんなのありませんよ。

【成瀬室長】 今のところそういう話は……。

【河合委員】 私も聞いたことない。

【大久保副会長】 東京都も出してないんですか。

【河合委員】 男女平等向けの？

【事務局（吉川）】 概要版しかないと思います。

【河合委員】 だから、小金井発のそういうものをつくりましょうということ。ほかの市にもほかの区にもない、そういうのを先駆けてつくってみることが必要なんじゃないですかという。

【諸橋会長】 でも、いろんな自治体で、男女平等の子ども向けみたいなパンフレットはありますよ。

【大久保副会長】 少なくとも国はつくっているでしょう。

【河合委員】 子ども向けの？ 私は見たことない。子どもの権利条約はあるんですよ。

【大久保副会長】 だって国の法律ですよ。

【諸橋会長】 権利条約はありますよね。男女平等も何かあったと思うけど。でも、違うかもしれません。少なくとも啓発パンフレットはどこかの自治体で幾つか見たことがあるのと、条例は僕の知っている限り、確かに和光市ぐらいなんですけれども、ほかにもあるかもしれません。あるいは市民向けの条例のパンフレットも、わかりやすいのがあれば収集していただければと思います。

もう時間が来てしまいました。その他の議題ということで何かありましようか。

【大久保副会長】 何年か前に参画室のほうで予算をとって、DVのカードをつくりましたね。あれは参画室の電話番号が書いてあるんですか。

【成瀬室長】 男女共同参画室の電話です。

【大久保副会長】 でも、電話すると広報広聴課が出るんでしょう。

【成瀬室長】 広報広聴課にかかってくる。組織的には男女共同参画室の電話が鳴るようになっています。

【大久保副会長】 じゃあ、小金井市内であのカードを見てDV被害にあっているから私も電話しようと思った人は、そちらにまず一報を入れるんですよね。その後は、その管轄のところに回されて……。

【成瀬室長】 ですから、状況によって振り分けます。

【大久保副会長】 成瀬さんの手を離れたら、参画室の手を離れたら、その後は……。

【成瀬室長】 主管課にゆだねるということです。

【大久保副会長】 参画室のほうは、最終的な報告はいつもらうんですか。

【成瀬室長】 もらいません。

【大久保副会長】 一切ですか。

【成瀬室長】 そこは状況によるところがあるんでしょうけれども。

【大久保副会長】 それは職員同士の内輪話というのがあるのかもしれないけど、そうじゃなくて……。

【成瀬室長】 内輪話ということではなくて、状況によって、ケースによってです。

【諸橋会長】 あれはこうなってこうなりましたというのをこっちが聞く、それとも向こうが言うてくるんですか。

【成瀬室長】 なぜかといいますと、その状況によってはまた戻ってくる可能性がありますので、戻ってくる可能性があるものはこちらとしても対応を準備しなければならないですから、そのときの判断で状況を聞くことも現実あります。

【諸橋会長】 しかし、事後のフォローがやっぱり大事ですよ。それをしておかないと救済にならない。それから予防ができない。だから受付だけじゃ……。

【大久保副会長】 結果、ほんとうに相談者が救われたのならいいんだけど、救われたのかどうかもわからない。

【諸橋会長】 そうなんですよ。だから組織的な問題というのはやっぱり考えないといけないと思いますし、僕らはもうちょっと事後のフォローをしていると、あるいは少なくとも事例を積み重ねているのかなと思ったんだけど。

【大久保副会長】 その担当のところがしているということですよ。

【河合委員】 成瀬室長じゃなくてもそのポジションにある人が、達成感がない仕事ですね。はいどうぞと言って、送り込んでいるだけ。DVの被害者を救おうという窓口が、救ったんだか救ってないんだか全然わからないような仕事じゃ意味ないですよ。

【成瀬室長】 利用者にとっては確かに不便な点があるかと思いますが、加害者にとっては、これをやることによって被害者が救われるところがありますので、加害者が直接担当課に行かないようにというところも含めて。

【河合委員】 それは当然そうなんですけれども、やっぱりこれじゃ達成感がないですよ。私たちのつくった流れがそれでおしまいだったのでは、ちょっとやりがいが……。

【諸橋会長】 聞いてみないとわからないもんだね。

【大久保副会長】 じゃあ、17年度1年間で、DVのカードを見たりという形で窓口で電話があった件数というのは。

【成瀬室長】 カードを見てきたのかどうかというのはわかりませんが、相談は何件か受けています。

【大久保副会長】 実際に件数があったんですね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 それはたしか年次報告で出ますよね。

【成瀬室長】 はい。

【大久保副会長】 それ以上、私たちも知ることができないということですね。

【成瀬室長】 中身としましては、こちらは情報を提供するわけにはいきませんので、そこに関してはご勘弁いただきたいと思います。

【河合委員】 じゃあ、ほかの何件かの窓口にお越しになった方も全部、どうぞ何々課に行ってくださいというご案内だけですか。

【成瀬室長】 具体的にいえば取り次ぎというよりも、こちらに担当者に来てもらうという位置付けでやっております。こちらからその方を案内するということはしません。その方を動かさないで、そこにいていただいて、担当者がこちらに出向いてくるという状況で話を進めています。

【河合委員】 室長の立場にある方は、同席はしないというのが原則になるんですね。

【成瀬室長】 引き継ぎ後はそういうことになるかと思いますが、引き継ぎまでの間は立ち会います。

【河合委員】 ご本人にとっては二度説明しなきゃいけないことになるわけですね。

【成瀬室長】 実際の対応につきましては、電話を受けた段階で最初に説明をさせていただきます。現状、この窓口については、こういうケースになりますので、その上で担当課のほうに引き継ぎをいたしますという形で、一応説明をした上で状況によって話を進めていきます。

【大久保副会長】 電話してくる人はそれをちゃんと聞けるんですか。

【成瀬室長】 私が受けた段階で、緊急性が必要な方はおりませんでした。

【諸橋会長】 緊急性の程度にもよりますよね。

【大久保副会長】 あと、外国の方、要するに日本語が主言語じゃない方からの相談は年間にどれぐらいありますか。

【成瀬室長】 私が来てから、今までの間に前例はありません。

【大久保副会長】 2年の間にとのことですよ。

【諸橋会長】 でも、今後はあり得るだろうね。在日する外国人やオーバーステイの人が増えてくるでしょうし。

【大久保副会長】 女性総合相談の申し込みをするときはどこに電話するんですか。

【成瀬室長】 男女共同参画室です。そこで予約の日程を。一応匿名という形でも受け付けますので。

【大久保副会長】 そっちのほうでも外国人の方はいないんですか。

【成瀬室長】 今までありませんでした。言葉を普通にしゃべられてしまうと、日本人か外国人かわかりませんので。

【大久保副会長】 電話でちょっと日本語が危ないなというようなことは、少なくとも今までなかったんですね。

【諸橋会長】 外国人相談というのは別にあるんですね。

【成瀬室長】 あります。

【大久保副会長】 それはまた窓口が別なんでしょうね。

【諸橋会長】 今の話だと、なかなかフォローしきれないとなると、共同参画の組織がうんぬんというよりも、緊急性ないしは緊急性がなくても、相談と救済というのが男女共同参画室のような部署だけでだめなものが出てくると、何か考えないといけませんよね。

【諸橋会長】 相談一つとっても窓口だけではなかなか対処しきれないというのはおっしゃるとおりで、もうちょっと組織的なフォローが要る。それから救済し、原因を突きとめ予防していくというのが大事な男女平等行政ですから、もしこういう数人しかいない課

だけでできない問題ということになれば、これは大事な課題だろうと思いますので、しかと受けとめたいと思います。

ほかにどうでしょうか。傍聴の方でお書きになった意見の紙があれば、ここで読み上げるか取り上げるか、またこちらで采配をしますけれども。DV相談のカードが女性トイレに置かれるようになって、心の悩みとかそういうことは人目の少ないトイレの中なんかでカードを手にする事で解決する糸口を見出せそうなので期待しています。もっと広範囲に置いていただきたいと希望しますということですね。男女共同参画室の努力に感謝しますということをお願いしています。

あと2点ほど書いてありまして、第3次行動計画のうち、子育て支援課の取り組みを心強く思います。少子社会の改善は男女平等の啓発にかかわっているのです、子育て支援課と、その事業の広報広聴課の事業との連携を強めていただきたい。それから、市内の子育てグループ活動は、市民レベルや学芸大協働などで活発化し、副読本や条例に載せる子供向けの男女平等啓発印刷物発行などは、子育てグループ活動なんかのヒアリングやアイデア募集などもすることで、より宣伝されるんじゃないかというご指摘をいただいています。ぜひ取り入れられればと思います。それから、市誌編さん委員会に女性の委員がないというのは、確かに統計上ゼロ人でしたので、希望しますということをお願いしています。それから研究者や学者が小金井に多いので、もっと活用できるんじゃないかというご意見をいただいています。特に議題として取り上げることはないと思いますけれども、記録に残させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

ほかになければ、ちょっと時間がオーバーしましたが、次回の日程を決めたいと思います。

【成瀬室長】 月を決めていただいて、こちらから再度予定表を送らせていただきます。

【諸橋会長】 7、8、9月のどれかですね。議題としては、評価がどう推移しているかということで、まだ結果は出ないですね。それから、職員意識調査のちょっとしたたたき台のようなものが考えられましょうか。

【成瀬室長】 8月ぐらいですと、審議会のほうの意見をこちらからお願いすることは可能かと思えます。

【諸橋会長】 それからもう一つが、子ども向けの啓発ということですね。どちらも少し時間がいりますので、8月、9月ぐらいでどうでしょうか。

【成瀬室長】 では8月、9月に絞って、再度こちらから予定表を送らせていただきま

す。

【諸橋会長】 多分また7時－9時ということで、職員の方々、委員さんには申しわけ
ございませんが、これも我々の務めですので、8月か9月のどちらかで、皆さん方の最大
公約数をとりたいと思いますので、ご協力お願いいたします。では、8月か9月というこ
とで、事務局のほうで集約いただくということをお願いしたいと思います。

ほか、何か事務局のほうからご連絡とかございますか。よろしいですか。

きょうはこれで第3回の男女平等推進審議会をおしまいにしたいと思います。

— 了 —

小企広発第 15 号
平成18年5月26日

小金井市男女平等推進審議会
会長 諸橋 泰樹 様

小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議
議長 企画財政部長 吉岡 伸一

第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」に関する
提言に対する所管課の今後の取組み及び課題等について（報告）

日ごろより、市の男女共同参画施策の推進のため、ご審議・ご指導をいただきありがとうございます。

平成17年10月21日付け、男女平等審議会会長よりいただきました提言について、庁内「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を通じ、所管課の今後の取組み等の集約を行いましたのでご報告いたします。

なお、引き続き男女平等社会実現に向け、第3次行動計画及び提言をもとに、施策の早期実施に努めますのでよろしく願いいたします。

男女平等推進審議会の提言に関する調査票

提 言 の 内 容	所管課の今後の取り組み及び課題等（予定を含む）	所管課
<p>1 小金井市男女平等基本条例のさらなるPR、浸透を</p> <p>2003年7月に成立、施行された小金井市男女平等基本条例は、その先進的な内容にもかかわらず、市民にも、また庁内にも認知され浸透しているとは言えません。男女平等施策の基本となるものですので、あらゆる手段を使ってPRし、浸透させるよう強く要望します。</p>	<p>男女平等基本条例の制定時より、「男女共同参画週間のつどい」事業を通して、法及び市の条例を広く周知するための活動を行っている。しかし、過去3回の事業では参加者が定員に達しない状況が続いており、内容及び参加対象等を工夫し実施している。</p> <p>庁内においては、男女共同参画施策推進行政連絡会議により、施策の推進のため関係各課への周知及び連絡調整を図っている。</p> <p>引き続き、条例が広く浸透するよう努め、他の男女共同参画施策と連携して周知を図りたい。</p>	<p>広報広聴課</p>
	<p>環境審議会等の各種の会議には、女性委員を選出するよう努力しています。また、機会があるたびに男女平等に関するPRをしています。</p>	<p>環境政策課</p>
	<p>各種審議会等附属機関を設置する場合は、性別に拘ることなく任命するよう心がける。</p>	<p>障害福祉課</p>
	<p>介護保険や高齢者福祉サービスのお知らせ等において、男女がともに支えあうイメージの浸透を図るよう工夫をしています。</p>	<p>介護福祉課</p>
	<p>男女共同参画教育事業として、時代とともに女性から男女共同参画に係る諸問題を中心に講座を開催して学習している。</p>	<p>公民館</p>
<p>2 「苦情処理」のPRを</p> <p>小金井市男女平等基本条例に規定されている苦情処理に関して、今期の審議会は規定を設け、書式を定め、苦情処理委員も委嘱されています。市の施策及びプライベートな領域での男女不平等に関する苦情が寄せられないことに越したことはありませんが、小金井市に女性への差別がないから苦情がないとは思えません。条例と同様に幅広いPRを要望します。</p>	<p>男女平等基本条例の周知活動と一体のものとして、苦情処理の周知を図りたい。</p>	<p>広報広聴課</p>
	<p>現在のところ環境政策課に男女平等に関する苦情は寄せられていません。</p>	<p>環境政策課</p>

提 言 の 内 容	所管課の今後の取り組み及び課題等（予定を含む）	所管課
<p>3 市民向け・職員向けの男女平等意識調査の実施を</p> <p>小金井市における男女平等の推進度は、市民や職員の男女平等意識に関する継続的な調査を行うことで測定されます。数年おきの定期的な意識調査により施策の効果を図るとともに、実施すること自体に啓発的効果があり、また、その結果を公表することで意識づくりが進む、市民向け・職員向けの男女平等意識調査の実施を要望します。</p>	<p>市民向け「男女平等意識に関する市民意識・実態調査」は、「ともに生きる小金井市行動計画（第2次）」に基づく施策として平成11年度に実施された。</p> <p>第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」（平成15年度～平成24年度）においては、計画の区分を「B（平成15年度～平成19年度までの実施をめざす事業）」として計画されており、計画年度内の事業実施を図りたい。</p> <p>なお、職員向け意識調査については、平成18年度の早い時期に実施したい。</p>	<p>広報広聴課</p>
<p>4 第3次行動計画推進状況調査報告を速やかにし、事業の評価時期を前倒ししたい</p> <p>現在、本審議会が進捗状況評価している行動計画は、既に済んでしまった2年前の実績に対して評価をし、一方では既に進行している事業については提案できないような評価システムでは、いろいろな不都合があります。せめて、前年度の実績に対する評価ができるよう速やかな報告を望みます。</p>	<p>行政評価事業については、平成17年度に全事業の約半数の評価を実施し、平成18年度においては、全事業の約75%に拡大して実施を予定している。</p> <p>行政評価事業及び第3次行動計画推進状況調査報告の処理予定（別紙参照）のとおり、概ね7か月ほどの期間が必要であり、また、行動計画対象事業のすべてが行政評価の対象になっていないことが課題である。</p> <p>しかし、男女平等推進審議会において行動計画の推進状況評価の審議時間を確保するため、調査・集計日程等を短縮し報告書が作成できるよう努力したい。</p>	<p>広報広聴課</p>
<p>5 第3次行動計画推進状況調査報告に男女平等の視点を</p> <p>各課の行動計画進捗状況報告の記述には、男女平等の視点がどのように生かされているのかよく分からないものも見られます。「施策の概要」に沿った報告を望みます。</p>	<p>行動計画の体系に沿った報告に努めます。</p> <p>-----</p> <p>概ね、前年と同様に計画に沿った事業を実施しています。</p> <p>-----</p> <p>「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、その計画に基づいて施策を推進しています。</p> <p>-----</p> <p>概ね計画に沿って事業を実施しています。</p>	<p>広報広聴課</p> <p>-----</p> <p>経済課</p> <p>-----</p> <p>子育て支援課</p> <p>-----</p> <p>児童青少年課</p>

提 言 の 内 容	所管課の今後の取り組み及び課題等（予定を含む）	所管課
<p>6 男女平等推進審議会で審議された要点を速やかにコミュニケーション</p> <p>男女平等推進審議会で扱われた審議内容の要点を、企画部署が中心となって各課に速やかに連絡されるよう望みます。また、庁内連絡会を活用し、各課との連携・調整を図っていただきたいと思います。そのためにも、男女平等政策は庁内横断的なものであることを認識し（「ジェンダーのメインストリーム化」などと言います。）縦割りテリトリーの発想にとらわれずに庁内のコミュニケーションを効果的に図っていただくよう要請します。</p>	<p>昨年、国は、史上初めてとなる少子化・男女共同参画特命大臣をさせ、男女協働参画社会の実現に向けて、本格的な取り組みを開始いたしました。また、市政においても、男女平等の政策は重要かつ喫緊の課題と認識しております。ご指摘の事項に関しましては、現在においても各種審議会における審議内容について、市のホームページへ掲載するなど今後も積極的な情報の発信に努めてまいります。</p> <p>男女平等推進審議会で審議された要点を、関係各課と連携・調整を図るため、庁内情報システムを利用し周知していきます。</p>	<p>企画課</p> <p>広報広聴課</p>
<p>7 まずは職員の意識改革・実践から</p> <p>性別役割分業を流動化し、公平化してゆくためには、ワークシェアの発想と実践が欠かせません。また、次世代育成支援策も不可欠です。まずは庁内の職員が、性別や時間帯、職域などにとらわれないフレキシブルで公平な勤務体制をとり、ワークシェアの範を示してもらえればと思います。また、他市に先駆けて庁内に保育所を設けるだけでも、社会的に大いに話題となるでしょう。</p>	<p>今後も男性・女性だけに偏らない人員配置により、男女平等の職場環境を醸成する。</p> <p>また、「小金井市職員次世代育成プラン」に基づき職員向けパンフレットを作成する。</p> <p>なお、庁内の保育所の設置は庁内のスペースの問題もあり、また、小金井市の待機児童数との現状から、市民のための保育所を優先するべきものと考え、庁内に保育所を設置する考えはない。</p>	<p>職員課</p>
<p>8 すべての事業に、必要に応じて保育を</p> <p>同様に、市民向けの講座などの事業や審議会などに、NPOや委託事業者などを活用し、必要に応じて保育がつくようにしてもらえればと考えます。「安心して子どもを生子・育てられる小金井市」の定評が得られます。</p>	<p>男女共同参画施策事業の、こがねいパレット実行委員会開催時及び事業開催日、男女共同参画週間のつどい開催日、及び男女平等推進審議会開催日の傍聴者用として保育室を措置している。</p> <p>提言の必要性は認識していますが、今後、保育室の確保や安全性、既存の施設や制度の活用も含めて研究する必要があります。</p> <p>説明会等の開催の折には、参加者からご要望があれば、保育室を設けるようにしています。</p> <p>対応しています。（児童館運営審議会）</p> <p>主催講座を開催する際に、必要に応じ保育対応の措置をとっている。</p>	<p>広報広聴課</p> <p>経済課</p> <p>介護福祉課</p> <p>児童青少年課</p> <p>公民館</p>

提 言 の 内 容	所管課の今後の取り組み及び課題等（予定を含む）	所管課
<p>9 拠点施設の検討を</p> <p>行動計画づくりの際にも、また、条例づくりの際にも、しばしば指摘されてきたことは、男女平等施策の拠点となる小金井市における男女平等センターの設置です。特に現行婦人会館は、その機能を果たしていません。速やかに婦人会館の問題について検討し、たとえば駅前再開発の中に男女平等センターの開設を入れ込むことを強く望みます。</p>	<p>市では、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする第3次小金井市基本構想後期基本計画（平成18年3月策定）のなかで、女性の生活と地位向上を図るための活動拠点として、「（仮称）男女平等推進センター」の設置を検討することとしています。</p> <p>なお、設置場所についてはご指摘の事項を踏まえ、今後とも研究してまいります。</p>	<p>企画課</p>

審議会等女性の登用状況調査（平成18年4月1日現在）

I 地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員

名称	根拠法令名称	総 委員数	女性 委員数	割合%	任期	次期 改選 予定	構成委員内訳							うち 公募 委員	所管課
							識見者	学識 経験者	関係 団体	市議会 議員	一般 市民	市職員	その他		
教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	2	40.0	4	19.20.21.22	5								庶務課
選挙管理委員会	選挙管理委員会規程	4	1	25.0	4	20.12.23	4								選挙管理委員会
人事委員会（公平委員会）		3		0.0	4	委員毎	3								職員課
監査委員	地方自治法第195条	3	1	33.3	4	18・19・20	2			1					監査委員事務局
農業委員会	農業委員会等に関する法律	15		0.0	3	20.7.20		1	10	4					農業委員会
固定資産評価審査委員会	地方税法第423条	3	1	33.3	3	20.9.12	3								総務課
I 合計		33	5	15.2			17	1	10	5	0	0	0	0	

審議会等女性の登用状況調査（平成18年4月1日現在）

II 地方自治法202条の3に基づく附属機関（法律若しくは、それに基づく政令または条例に基づき設置されたもの）

名称	根拠法令名称	総 委員数	女性 委員数	割合%	任期	次期 改選 予定	構成委員内訳						うち 公募 委員	所管課	
							識見者	学識 経験者	関係 団体	市議会 議員	一般 市民	市職員			その他
市民参加推進会議	市民参加条例	12	3	25.0	2	19.1		2			8	2		6	企画課
指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	5		0.0	2	20.2	4						1		企画課
男女平等推進審議会	男女平等基本条例	10	7	70.0	2	19.10		5			5			5	広報広聴課
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	2	40.0	2	19.10.1	5								総務課
情報公開・個人情報保護審議会	情報公開・個人情報保護審議会条例	12	2	16.7	2	19.10.1		4	5		3			3	総務課
防災会議	防災会議条例	21		0.0	2	18.12.1			10			10	1		防災交通課
消防団運営審議会	消防団運営審議会条例	11		0.0	2	19.5		5	2	3		1			防災交通課
交通安全推進協議会	交通安全推進協議会設置条例	20	2	10.0	2	18.5.1			19	1					防災交通課
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償に関する条例	3		0.0	3	19.11.1		3							職員課
小口事業資金融資審議会	小口事業資金融資あっせん条例	6	1	16.7	2	19.4.1		4	1			1			経済課
消費生活審議会	消費生活条例	7	1	14.3	2	18.10		2	3		2			2	経済課
国民健康保険運営協議会	国民健康保険条例	17	6	35.3	2	19.1			7	4	5		1		保険年金課
緑地保全対策審議会	緑地保全及び緑化推進条例	9	5	55.6	2	18.10.31		4	2		3			2	環境政策課 (欠員1)
地下水保全会議	地下水及び湧水を保全する条例	5	2	40.0	2	19.11		4					1		環境政策課
廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15	4	26.7	2	18.6		3	7			5		5	ごみ対策課
廃棄物減量等推進員協議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	89	48	53.9	2	19.3			89						ごみ対策課
民生委員推薦会	民生委員法第8条	7	2	28.6	3	19.10.1		1	1	1		1	3		福祉推進課
福祉サービス苦情調整委員	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	1	50.0	3	21.3.31	2								福祉推進課
障害程度区分判定審査会	障害者自立支援法	27	6	22.2	1	19.4		4	22				1		障害福祉課
介護認定審査会	介護保険法	38	15	39.5	1	18.7		6	32						介護福祉課

名称	根拠法令名称	総 委員数	女性 委員数	割合%	任期	次期 改選 予定	構成委員内訳							うち 公募 委員	所管課
							識見者	学識 経験者	関係 団体	市議会 議員	一般 市民	市職員	その他		
介護保険運営協議会	介護福祉条例	10	6	60.0	3	18.10		1	5		4			4	介護福祉課
市民健康づくり審議会	市民健康づくり審議会条例	15	5	33.3	2	20.1			9	1	5			2	健康課
青少年問題協議会	青少年問題協議会条例	25	4	16.0	2	19.6		11	4	5		4	1		児童青少年課
青少年の育成環境審議会	青少年の健全な育成環境を守る条例	10	3	30.0	2	19.2.28		1	6		3			3	児童青少年課
児童館運営審議会	児童館条例	10	7	70.0	2	19.6		5	2		3			3	児童青少年課
都市計画審議会	都市計画法第77条	19	3	15.8	2	18.10		6	4	9					計画課
東小金井駅北口土地区画整理事業 施行規程を定める条例 審議会	東小金井駅北口土地区画整理事業 施行規程を定める条例	10	1	10.0	5	22.9		2			8			8	区画整理課
東小金井駅北口土地区画整理事業 評価員	東小金井駅北口土地区画整理事業 施行規程を定める条例	3		0.0	事業完了まで		3								区画整理課
奨学資金運営委員会	奨学資金支給条例	7	4	57.1	2	19.5	3	2			2			2	庶務課
社会教育委員	社会教育法第15条	9	6	66.7	2	19.9		1	4		3		1	3	生涯学習課
市誌編さん委員会	市誌編さん委員会条例	7		0.0	3	委員毎		2			3	2			生涯学習課
文化財保護審議会	文化財保護条例	7	1	14.3	2	20.3		7							生涯学習課
体育指導委員（協議会）	スポーツ振興法第19条	25	10	40.0	2	20.4	15		10						体育課
図書館協議会	図書館協議会条例	10	5	50.0	2	19.10		4	3		3			3	図書館
公民館運営審議会	公民館条例	10	4	40.0	2	19.9		1	6		3			3	公民館
公民館企画実行委員	公民館条例	30	16	53.3	2	18.7					30				公民館
Ⅱ 合計		528	182	34.5			32	90	253	24	93	26	10	54	

審議会等女性の登用状況調査（平成18年4月1日現在）

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	根拠法令名称	総 委員数	女性 委員数	割合%	任期	次期 改選 予定	構成委員内訳							うち 公募 委員	所管課
							識見者	学識 経験者	関係 団体	市議会 議員	一般 市民	市職員	その他		
行財政改革市民会議	行財政改革市民会議設置要綱	9	4	44.4	2	20.3.29		1	5		3			3	行政管理課
駅周辺放置自転車対策協議会	駅周辺放置自転車対策協議会規約	27	2	7.4	2	19.10.20			27						防災交通課
社会福祉委員	社会福祉委員設置規定	80	65	81.3	3	19.12.1							80	福祉推進課	
福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	1	12.5	2	19.11		1	4		1	2		障害福祉課	
母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会設置要綱	9	6	66.7	2	20.2.24			6			3		健康課	
在宅歯科診療事業連絡協議会	在宅歯科診療事業実施要綱	8	1	12.5	2	19.4.1			6			2		健康課	
予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	6	1	16.7	2	19.4.1			3			2	1	健康課	
児童福祉審議会	児童福祉審議会規程	10	6	60.0	2	19.8.31まで		2	4		3		1	3	子育て支援課
子ども家庭支援センター運営協議会	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	8	80.0	2	20.9		1	2		4	1	2	2	子育て支援課
J R 中央本線連続立体交差事業関連街づくり委員会	J R 中央本線連続立体交差事業関連街づくり委員会設置要綱	10	1	10.0	3	18.11		4	2		2	2		2	計画課
東小金井駅北口まちづくり協議会	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱	14	1	7.1	1	18.7まで		3			10	1		10	区画整理課
心身障害教育推進委員会	心身障害教育推進委員会規程	41	25	61.0	1	19.4						4	37		指導室
就学指導委員会	就学指導委員会設置要綱	20	12	60.0	2	19.7	1	3	17						学務課
明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会規約	6	2	33.3	2	20.4.1							6		選挙管理委員会
明るい選挙推進委員	明るい選挙推進協議会規約	23	9	39.1	2	20.4.1							23		選挙管理委員会
Ⅲ 合計		281	144	51.2			1	15	76	0	23	17	150	20	
Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計		842	331	39.3			50	106	339	29	116	43	160	74	

* 審議会等の名称及び根拠法令名称は、「小金井市」の冠を除いて表記

	委員会数	女性を含む委員会	左の割合(%)
Ⅰ	6	4	66.7
Ⅱ	36	30	83.3
Ⅲ	15	15	100.0
計	57	49	86.0

職員の内訳(平成18年4月1日現在)

小金井市	管理職総数 (A)	うち女性	割合	係長級総数 (B)	うち女性	割合	職員総数 (AB除く) (C)	うち女性	割合	総数 (A+B+C)	うち女性	割合
事務職	58	8	13.8%	92	19	20.7%	305	100	32.8%	455	127	27.9%
福祉職			#DIV/0!	10	10	100.0%	84	84	100.0%	94	94	100.0%
技術系	13		0.0%	17	2	11.8%	90	48	53.3%	120	50	41.7%
技能系			#DIV/0!			#DIV/0!	111	32	28.8%	111	32	28.8%
合計	71	8	11.3%	119	31	26.1%	590	264	44.7%	780	303	38.8%

事務系職員内訳: 事務、法務、司書、経営指導、社会教育、指導主事

福祉系職員内訳: 福祉、保育士、福祉技術、心理

技術系職員内訳: 土木、電気、機械、建築、化学、農業土木、林業、畜産、造園、水質検査、農業技術、獣医、体育指導、音楽指導、環境衛生監視、医師、歯科医師、診療エックス線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、栄養士、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、衛生監視

技能系職員内訳: 自動車運転、自動車整備、機械管理、電話交換、食肉処理、動物飼育、給食調理、病院調理、農園芸

※ 公立学校の教員、幼稚園の園長及び嘱託、臨時職員は、調査対象から除く
 保育園の園長や保育職その他の常勤職員は調査対象